

科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会関係規定

科学技術・学術審議会令（平成12年6月7日政令第279号）（抄）

（組織）

第一条 科学技術・学術審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第二条 委員は、学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

（委員の任期等）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（部会）

第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（議事）

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事について準用する。

（雑則）

第十一条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

科学技術・学術審議会運営規則（抄）

（平成 13 年 2 月 16 日科学技術・学術審議会決定、平成 19 年 2 月 1 日一部改正、平成 23 年 5 月 31 日一部改正、平成 25 年 2 月 19 日一部改正、平成 29 年 3 月 14 日一部改正、平成 31 年 3 月 13 日一部改正、令和 2 年 8 月 5 日一部改正、令和 5 年 3 月 23 日一部改正、令和 7 年 3 月 27 日一部改正）

（趣旨）

第 1 条 科学技術・学術審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令（平成 12 年政令第 279 号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（審議会に置かれる部会）

第 5 条 審議会に置かれる部会（以下「部会」という。）の名称及び所掌事務は、会長が審議会に諮って定める。

2 部会の会議は、部会長が招集する。

3 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 部会の所掌事務について諮問があったときは、会長は、その調査審議を当該部会に付託することができる。

5 前項の規定により部会に付託された事項については、審議会が特に審議会の議決を経る必要がないと認めた場合には、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

6 前項の規定により部会の議決をもって審議会の議決としたときは、部会長は、次の審議会にその内容を報告するものとする。

7 前各項に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

科学技術・学術審議会に置く部会及び委員会について（抄）

令和 7 年 3 月 2 7 日
科学技術・学術審議会決定

1. 科学技術・学術審議会令（平成 1 2 年政令第 2 7 9 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、科学技術・学術審議会に以下の部会を置く。

名称	調査審議事項
基礎研究振興部会	基礎研究に関する重要事項について審議を行う。
研究開発基盤部会	科学技術を支える先端的な研究施設・設備等の研究基盤の整備・高度化・利用や複数領域に横断的に活用可能な科学技術に関する重要事項について審議を行う。
産業連携・地域振興部会	研究開発成果の普及・活用の促進をはじめとする産学官連携の推進や地域が行う科学技術の振興に関する重要事項について審議を行う。
生命倫理・安全部会	ライフサイエンスにおける生命倫理及び安全の確保に関する重要事項について審議を行う。
大学研究力強化部会	大学等の研究力強化を図るため、多様な研究大学群の形成に関する重要事項について審議を行う。 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和四年法律第五十一号）の規定により審議会の権限に属せられた事項を処理する。